札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第３号）第29条第１項の規定に基づき、令和５年３月24日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「乙」という。）が締結した農試公園及び発寒西陵公園の管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）及び令和６年11月13日付けで締結した改定協定書（以下「令和６年度改定協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第37条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第１条　令和６年度改定協定書により加えられた第18条第３項の表を、次のとおり改める。

令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
－	682千円	2,484千円	2,484千円	2,484千円

第２条　この協定は、締結日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を所持する。

令和８年２月１２日

（甲）　札幌市中央区北１条西２丁目
札　幌　市
代表者　市　長　　秋　元　　克　広

（乙）　札幌市中央区北１条東１丁目６番16号
公益財団法人札幌市公園緑化協会
代表者　理事長　　前田　明寿

【別記3】

賃金スライド条項

（基本的事項）

第１条　この協定により、札幌市（以下「甲」という。）から指定管理者の指定を受けた者（以下「乙」という。）は、賃金水準の変動に伴い、本条項に基づき、協定書第18条第３項における、管理費用に加算又は減算して請求する費用の計算を行うものとする。

（定義）

第２条　本条項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

（１）　賃金スライド基準額　前条で定める管理費用に加算又は減算して請求する費用の上限又は下限となる数字をいう。

（２）　民間給与実態調査月例給　札幌市人事委員会が公民給与の格差を算出するために毎年度実施する職種別民間給与実態調査における月例給の平均値をいう。

（３）　最低賃金　最低賃金法（昭和34年法律第137号）により決定する北海道地域における最低賃金をいう。

（人件費計画額）

第３条　乙は、賃金スライド基準額の算定の基礎となる人件費（以下「人件費計画額」という。）を指定期間中の年度ごとに正規職員及び非正規職員に分けて算出した上で、甲に提出する。

（変動率の通知）

第４条　甲は、各年度に正規職員分については当年度の民間給与実態調査月例給の前年度のものと比較した増減率（以下「正規職員スライド増減率」という。）を、非正規職員分については当年度の最低賃金の前年度のものと比較した増減率（以下「非正規職員スライド増減率」という。）をそれぞれ算出し、変動率として乙に対し通知を行う。

（賃金スライド基準額）

第５条　甲は、第３条により提出された人件費計画額に、正規職員分については当年度までの正規職員スライド増減率を、非正規職員分については当年度までの非正規職員スライド増減率をそれぞれ乗じて、翌年度における増減額を算出する。

２　前項で算出した増減額のうち、初年度の正規職員及び非正規職員それぞれの人件費計画額に１％を乗じた額（以下「リスク負担額」という。）を超えた額を、賃金スライド基準額とする（ただし、前年度までの賃金スライド基準額の計算において、既にリスク負担額をすべて差し引き済みの場合はこの限りでなく、一部差し引き済みの場合は未差し引き分を差し引く。）。

（賃金の年間所要想定額又は年間不用想定額の計算）

第６条　乙は指定期間の初年度を除く毎年度、当年度４月分の給与における労働者ごとの時給額を算出し、前年同時期の時給と比較した上で、時給額増減による年間所要想定額又は年間不用想定額（以下「年間所要想定額等」という。）を甲に提出する。

２　前項の年間所要想定額等の計算においても、正規職員及び非正規職員ごとにリスク負担額を差し引くものとする（ただし、前年度までの年間所要想定額等の計算において、既にリスク負担額をすべて差し引き済みの場合はこの限りでなく、一部差し引き済みの場合は未差し引き分を差し引く。）。

（協定の改定）

第７条　甲及び乙は、賃金スライド基準額及び乙から提出された年間所要想定額等を確認し、当該年度以降の毎年度において管理費用に加算又は減算して乙から甲に請求する費用に反映するための協定改定を行う。

（時給額の確認）

第８条　甲は、第６条第１項により乙から提出された時給額について、実地による調査により確認を行い、提出内容が不適切であることが判明した際には、乙は必要な措置を講じなければならない。

札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第３号）第29条第１項の規定に基づき、令和５年３月24日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「乙」という。）が締結した農試公園及び発寒西陵公園（以下「農試公園等」という。）の管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第38条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第１条　原協定書第18条に、次の１項を加えるとともに、原協定書第18条第３項から第５項を１項ずつ繰り下げる。

３　乙は、第１項の管理費用とは別に、別記３「賃金水準スライド条項」に基づき算定した下記の費用について、第２項に定める支払金額に加算して請求するものとする。

令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
－	６８２千円	６８２千円	６８２千円	６８２千円

第２条　この協定は、締結日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を所持する。

令和６年１１月１３日

（甲）　札幌市中央区北１条西２丁目
札　幌　市
代表者　市　長　　秋　元　　克　広

（乙）　札幌市中央区北１条東１丁目６番16号
公益財団法人札幌市公園緑化協会
代表者　理事長　近　藤　　哲　也

【別記3】

賃金スライド条項

（基本的事項）

第１条　この協定により、札幌市（以下「甲」という。）から指定管理者の指定を受けた者（以下「乙」という。）は、賃金水準の変動に伴い、本条項に基づき、協定書第18条第３項における、管理費用に加算又は減算して請求する費用の計算を行うものとする。

（定義）

第２条　本条項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

（１）　賃金スライド基準額　前条で定める管理費用に加算又は減算して請求する費用の上限又は下限となる数字をいう。

（２）　民間給与実態調査月例給　札幌市人事委員会が公民給与の格差を算出するために毎年度実施する職種別民間給与実態調査における月例給の平均値をいう。

（３）　最低賃金　最低賃金法（昭和34年法律第137号）により決定する北海道地域における最低賃金をいう。

（人件費計画額）

第３条　乙は、賃金スライド基準額の算定の基礎となる人件費（以下「人件費計画額」という。）を指定期間中の年度ごとに正規職員及び非正規職員に分けて算出した上で、甲に提出する。

（変動率の通知）

第４条　甲は、各年度に正規職員分については当年度の民間給与実態調査月例給の前年度のものと比較した増減率（以下「正規職員スライド増減率」という。）を、非正規職員分については当年度の最低賃金の前年度のものと比較した増減率（以下「非正規職員スライド増減率」という。）をそれぞれ算出し、変動率として乙に対し通知を行う。

（賃金スライド基準額）

第５条　甲は、第３条により提出された人件費計画額に、正規職員分については当年度までの正規職員スライド増減率を、非正規職員分については当年度までの非正規職員スライド増減率をそれぞれ乗じて、翌年度における増減額を算出する。

２　前項で算出した増減額のうち、初年度の正規職員及び非正規職員それぞれの人件費計画額に１％を乗じた額（以下「リスク負担額」という。）を超えた額を、賃金スライド基準額とする（ただし、前年度までの賃金スライド基準額の計算において、既にリスク負担額をすべて差し引き済みの場合はこの限りでなく、一部差し引き済みの場合は未差し引き分を差し引く。）。

（賃金の年間所要想定額又は年間不用想定額の計算）

第６条　乙は指定期間の初年度を除く毎年度、当年度４月分の給与における労働者ごとの時給額を算出し、前年同時期の時給と比較した上で、時給額増減による年間所要想定額又は

年間不用想定額（以下「年間所要想定額等」という。）を甲に提出する。

2　前項の年間所要想定額等の計算においても、正規職員及び非正規職員ごとにリスク負担額を差し引くものとする（ただし、前年度までの年間所要想定額等の計算において、既にリスク負担額をすべて差し引き済みの場合はこの限りでなく、一部差し引き済みの場合は未差し引き分を差し引く。）。

（協定の改定）

第７条　甲及び乙は、賃金スライド基準額及び乙から提出された年間所要想定額等を確認し、当該年度以降の毎年度において管理費用に加算又は減算して乙から甲に請求する費用に反映するための協定改定を行う。

（時給額の確認）

第８条　甲は、第６条第１項により乙から提出された時給額について、実地による調査により確認を行い、提出内容が不適切であることが判明した際には、乙は必要な措置を講じなければならない。

札幌市都市公園の維持管理に関する協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）が農試公園及び発寒西陵公園（以下「農試公園等」という。）の指定管理者に公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「乙」という。）を指定するに当たり、甲と乙とは、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第8条の規定に基づき、農試公園等の維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章　総則

（協定の目的）

第1条　この協定は、甲及び乙が相互に協力し、農試公園等を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

2　この協定に定める許可、承認、請求、指示、報告、取消及び停止等は、原則として書面にて行わなければならない。

（指定期間等）

第2条　甲が乙を農試公園等の指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2　第7条に定める維持管理業務及び第34条に定める自主事業（以下「維持管理業務等」という。）に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（基本合意）

第3条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

2　甲は、農試公園等の管理に民間の能力を活用する指定管理者制度の目的を十分に理解し、乙が行う維持管理業務等の計画を尊重するものとする。

3　乙は、農試公園等の設置目的を十分に理解し、維持管理業務等を効率的に遂行するとともに、的確に市民ニーズを把握し、サービスの向上に努めるものとする。

（権利の譲渡禁止等）

第4条　乙は、この協定によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

第2章　維持管理業務の実施

（管理物件）

第5条　乙が管理する農試公園等の土地、建物、設備、備品等（以下「管理物件」という。）の内容は、札幌市都市公園指定管理者業務仕様書及び農試公園ほか1公園維持管理業務特記仕様書（以下「仕様書等」という。）のとおりとする。

2　乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（管理物件の使用）

第６条　乙は、維持管理業務を遂行するため、管理物件を無償で使用することができる。

２　乙は、管理物件を維持管理業務の範囲を超えて使用してはならない。

３　前項の規定にかかわらず、乙は、第34条に定める自主事業を行う場合は、甲の承認を得て維持管理業務の範囲を超えた管理物件の使用を行うことができる。

４　乙は、前項の規定により管理物件を使用する場合において、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び条例の規定に基づく公園施設の設置許可、公園の占用許可又は行為許可を必要とするときは、条例及び札幌市都市公園条例施行規則（昭和32年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるところにより、甲に対して必要な申請書を提出し、所定の使用料を納付しなければならない。

（維持管理業務の範囲）

第７条　乙が行う維持管理業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）統括管理業務

（２）施設・設備等の維持及び管理に関する業務

（３）施設における事業の計画及び実施に関する業務

（４）有料公園施設及び附帯施設に関する業務

（５）前各号に掲げる業務に付随する業務

２　維持管理業務の細目及び管理の基準は、仕様書等に定めるとおりとする。

３　甲は、必要かつやむを得ない事情があると認めたときは、乙と協議の上、仕様書等に定める業務の細目又は管理の基準を変更することができる。

（業務計画書等の提出）

第８条　乙は、指定期間の各年度ごとの維持管理業務に係る業務計画書及び収支計画書を作成し、当該年度の前年度の３月24日までに甲に提出し、その確認を受けなければならない。

２　前項の収支計画書は、甲の定めた様式によるものとする。

（雇用条件の確保）

第８条の２　乙が農試公園等の業務を行うために必要な従事者に支払う賃金の最低額は、時給920円相当とする。

（法令等の遵守）

第９条　乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例、規則その他の関係規程並びにこの協定を遵守し、仕様書等及び前条の業務計画書に基づき、維持管理業務を行わなければならない。

（委託の禁止）

第10条　乙は、維持管理業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次に掲げる業務は、この限りでない。

（１）施設の清掃業務

（２）施設の警備業務

（３）施設、設備及び備品の保守管理業務

（４）施設、設備及び備品の修繕業務

（５）広報、啓発、調査、研究、催事等により一時的に発生する軽微な事務に関する業務

（６）その他甲が必要と認める業務

2　乙は、前項各号（第５号を除く。）に掲げる業務を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、甲の承認を得なければならない。

3　乙が維持管理業務の一部を実施させた第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用とみなし、乙がこれを負担するものとする。

（個人情報の保護）

第 11 条　乙は、維持管理業務等を行うに当たって乙が保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第４章及び第 66 条第２項の規定により準用する同条第１項の規定その他関係規程のほか、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

2　乙は、個人情報の保護に関する法律第 33 条第１項の規定による開示の請求、第 34 条第１項の規定による訂正の請求及び第 35 条第１項の規定による利用停止等の請求があったときは、同法の定めるところにより、適正に対応しなければならない。

3　乙は、甲から管理業務等を行うに当たって乙が保有する個人情報の提出の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

（情報公開）

第 12 条　乙は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）第 22 条の２第１項の規定に基づき、維持管理業務等を行うに当たって保有する文書の公開に努めなければならない。

2　乙は、前項の文書について、札幌市情報公開条例第 22 条の２第２項の規定に基づき、甲に対する文書の閲覧、写しの交付等の申出があった場合において、甲から文書の提出の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

（札幌市行政手続条例の遵守）

第 13 条　乙は、施設の使用承認等の手続について、札幌市行政手続条例（平成７年条例第１号）に定めるところにより、適正に処理しなければならない。

（札幌市オンブズマンへの協力）

第 14 条　乙は、札幌市オンブズマン条例（平成 12 年条例第 53 号）第 20 条の規定に基づき、札幌市オンブズマンから調査の依頼があったときは、これに協力しなければならない。

（秘密の保持）

第 15 条　乙は、維持管理業務等を実施する上で知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

（情報資産に関するセキュリティ対策）

第 16 条　乙は、維持管理業務等に係る情報資産を取り扱うに当たり、別記２「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

第３章　利用料金及び管理費用

（利用料金）

第 17 条　乙は、農試公園等の有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の

収入として収受することができる。

2　利用料金は、条例別表４に定める使用料の額（同表に定める使用の単位（備付物件に係る使用の単位を含む。）を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、同表の規定による使用料の額を基準として甲が別に定めるところにより算定した額）の範囲内において、乙が甲に書面にて協議を申し入れ、その承認を得た上で、定めなければならない。

3　前項の申入れは、新たに料金を定める予定の日の30日前までに行わなければならない。

4　乙は、条例第30条の規定により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は条例第24条の規定により利用料金を還付するときは、規則及び札幌市公園使用料等減免基準に定めるところにより行わなければならない。

5　乙は、指定期間の満了日又は指定の取消しがあった日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、甲の指示するところにより、その利用料金に相当する金額を次期指定管理期間における指定管理者又は甲に支払わなければならない。

（管理費用）

第18条　甲は、維持管理業務に係る費用（以下「管理費用」という。）として、金４１１，１６８，０００円を乙に支払うものとする。

2　前項の管理費用は、次の表のとおり年度ごと４回に分割して支払うものとし、各期の支払金額について、乙の請求があった日から起算して30日以内に支払うものとする。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
１回目	４月	27,706千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円
２回目	７月	27,706千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円
３回目	10月	27,706千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円
４回目	１月	9,234千円	7,971千円	7,971千円	7,971千円	7,971千円
合　計	－	92,352千円	79,704千円	79,704千円	79,704千円	79,704千円

3　甲は、第22条第２項に定める業務報告書の提出がない場合その他甲が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、管理費用の全部又は一部の支払を停止することができる。

4　指定期間中に条例の改正又は第７条第３項の規定による仕様書等に定める業務の細目若しくは管理の基準の変更に伴い管理費用が増加し、又は減少する場合は、甲乙協議の上、第１項に定める管理費用の額及び第２項に定める支払金額を変更することができる。

5　指定期間中に経済情勢の激変その他予期することのできない特別な事情により、第１項に定める管理費用の額が著しく不適当となった場合は、甲乙協議の上、当該管理費用の額及び第２項に定める支払金額を変更することができる。

（経理の区分）

第19条　乙は、維持管理業務を行うに当たっては、管理費用、利用料金収入その他の収入を歳入とし、維持管理業務に要する経費を歳出として、他の会計と区分して経理しなければならない。

2　乙は、維持管理業務に係る経費の収支について、公募単位ごとに帳簿等を整理しなければならない。

3　乙は、第34条に定める自主事業を行う場合、当該自主事業の収入及び支出について、第1項の経理とは別に、実施する事業ごとに区分して経理しなければならない。

（修繕費等の負担）

第20条　管理物件の修繕等については、1件（合理的な理由のある工事単位又は物品単位をいう。以下同じ。）につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものは甲の負担で行うものとし、1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものは乙の負担で行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、乙の管理瑕疵に基づく管理物件の損傷に伴う修繕等は、乙の負担で行うものとする。

（備品の調達及び帰属）

第21条　管理物件である備品が維持管理業務等の用に供することができなくなった場合は、仕様書等に定めるところにより、甲又は乙の負担で更新するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由により滅失し、又は毀損した場合は、乙の負担で備品を調達しなければならない。

2　前項の備品以外の物品で、乙が必要とするものは、乙の負担で調達し、維持管理業務等の用に供することができる。

3　第1項の規定により調達した備品の所有権は甲に帰属し、前項の規定により調達した物品の所有権は乙に帰属する。

第4章　事業報告

（事業報告）

第22条　乙は、毎年度終了後、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、仕様書等で定める期日までに甲に提出し、その承認を得なければならない。

（1）維持管理業務等の実施状況

（2）自主事業の実施状況

（3）維持管理業務等に係る収支決算（甲の定める様式によること）

（4）乙の経営状況

（5）その他甲が必要と認める事項

2　乙は、四半期終了後、次に掲げる事項を記載した業務報告書を作成し、仕様書等で定める期日までに甲に提出しなければならない。

（1）維持管理業務の実施状況

（2）施設の利用状況

（3）その他甲が必要と認める事項

3　乙は、毎月10日までに、次に掲げる事項を記載した業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（1）維持管理業務の実施状況

（2）その他甲が必要と認める事項

（報告・調査・指示）

第23条　甲は、維持管理業務等の適正を期するため、乙に対して、維持管理業務等又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

第５章　指定の取消し等

（指定の取消し及び維持管理業務の停止）

第24条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて維持管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

（１）乙が条例、規則又はこの協定に違反したとき。

（２）乙が地方自治法第244条の２第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、若しくは調査を妨げ、又は虚偽の報告をしたとき。

（３）乙が地方自治法第244条の２第10項の規定による指示に故意に従わないとき。

（４）乙が札幌市都市公園指定管理者募集要項に定めた申込資格を失ったとき。

（５）指定管理者の申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

（６）乙の経営状況の悪化等により維持管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

（７）乙に維持管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

（８）乙の責めに帰すべき事由により維持管理業務が行われないとき。

（９）不可抗力（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他の甲又は乙の責めに帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう。以下同じ。）又は法令の改正その他の制度変更により維持管理業務を遂行することが困難になったとき。

(10) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第６号）第７条第１項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）に該当すると認められるとき。

(11) 相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団関係事業者であることを知りながら、乙が当該相手方と委託や物品調達などの協定に関連する契約（以下「関連契約」という。）を締結したと認められるとき。

(12) 乙が暴力団員又は暴力団関係事業者と関連契約を締結していた場合（前号に該当する場合は除く。）に、甲がその関連契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(13) 前３号に掲げる場合のほか、施設の管理運営に当たり、暴力団を利することとならないように必要な措置を講じなかったとき。

２　前項の規定により指定管理者の指定が取り消された場合は、乙は、指定を取り消された日から30日以内に、第22条第１項に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。

３　甲は、第１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は維持管理業務の一部又は全部の停止を命じた場合は、既に乙に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

4　第１項の規定により甲が指定管理者の指定を取り消し、又は維持管理業務の一部又は全部の停止を命じた場合（第９号に掲げる事由による場合を除く。）は、乙は、当該取消し等により生じた甲の損害を賠償しなければならない。

5　前項に規定する場合において、乙に損害が生じることがあっても、乙は甲に対しその賠償を請求することができない。

6　第１項第９号に掲げる事由により甲が乙の指定管理者の指定を取り消し、又は維持管理業務の一部又は全部の停止を命じた場合における甲又は乙に生じた損害の負担については、甲乙協議の上定める。

第６章　事故発生時の対応等

（事故発生の報告等）

第25条　乙は、維持管理業務等を行うに当たって事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

（損害賠償）

第26条　乙は、維持管理業務等を行うに当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、第24条第４項の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、甲の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

2　乙は、維持管理業務等を行うに当たり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償しなければならない。

3　前項に規定する場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、甲は乙に対して、賠償した金額の全部又は一部を求償することができる。

（リスク分担）

第27条　維持管理業務に関するリスク分担は、別表のとおりとする。

第７章　雑則

（帳簿等の整備保管）

第28条　乙は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これらを５年間保管しなければならない。

（１）維持管理業務日報

（２）第30条の規定により届け出た維持管理業務に関する諸規程

（３）文書管理簿

（４）各年度の事業計画書及び事業報告書

（５）収支予算及び収支決算に関する書類

（６）金銭の出納に関する帳簿

（７）物品の受払に関する帳簿

（８）その他甲が必要と認める書類

（重要事項の変更の届出）

第29条　乙は、定款（寄附行為）、団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名等に変更が生じ

た場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

（規程等の整備）

第30条　乙は、維持管理業務に関する諸規程を整備し、これを甲に届け出なければならない。

（原状回復）

第31条　乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

（業務の引継ぎ）

第32条　乙は、指定期間が満了するときは指定期間の満了の日までに、指定管理者の指定を取り消された時には速やかに、次の指定管理者又は甲による維持管理業務等が円滑に実施されるよう、甲の指示に従い、次の指定管理者又は甲に対して業務の引継ぎを行わなければならない。

2　前項の規定により乙が次の指定管理者に業務の引継ぎを行うときは、書面を取り交わし、その写しを甲に提出しなければならない。

3　乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指示するところにより、管理物件及び維持管理業務等に必要な書類を速やかに次の指定管理者又は甲に引き渡さなければならない。

4　甲は、必要と認める場合には、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理物件の視察を申し出ることができるものとする。

5　乙は、甲から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（準備行為）

第33条　乙は、指定期間の開始の日の前日までに、維持管理業務等の遂行に必要な資格その他の能力を有する人材を確保し、必要な研修等を行い、維持管理業務等の遂行に必要な一切の準備を行わなければならない。

2　乙は、管理業務の準備のために必要な場合は、指定期間の開始に先立ち、甲に対して管理物件の視察を申し出ることができる。

3　甲は、乙の維持管理業務等の準備を円滑に行うため、必要な指示、助言及び協力をするものとする。

（自主事業）

第34条　乙は、第7条第1項に定める業務のほか、次に掲げる事業を、自己の責任と費用により、仕様書等に従い自主事業として実施することができる。

（1）　当該事業が農試公園等の設置目的に合致し、かつ、管理業務の遂行を妨げない範囲において、仕様書等に定める承認要件の全てに該当する事業

（2）　当該事業が農試公園等の設置目的には合致しないが、農試公園等の利便性を高める等の目的があり、かつ、管理業務の遂行を妨げない範囲において、仕様書等に定める承認要件の全てに該当する事業

2　乙は、前項に定める自主事業を実施する場合は、甲に当該自主事業に係る事業計画書及び収支計画書を提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

3　甲は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

4　甲は、第１項の規定により乙が実施する自主事業が承認要件のいずれかを欠くと認められる場合（承認すべきではない事業と認められた場合も含む）及び仕様書に従って事業が実施されていると認められない場合は第２項の承認を取消すことができる。

（協議会の設置）

第35条　甲及び乙は、農試公園等の管理運営に関する協議及び調整を行うため、農試公園等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2　協議会は、必要に応じて、利用者団体、地元自治会等を構成員とする。

3　協議会の運営に関し必要な事項は、甲乙協議の上定める。

（裁判管轄）

第36条　この協定に関する訴訟は、札幌市を管轄する裁判所に提訴する。

（協定の改定）

第37条　甲及び乙は、特別の事情がある場合に限り、協議の上この協定を改定することができる。

（その他）

第38条　この協定に関し疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を所持する。

令和５年３月２４日

（甲）　札幌市中央区北１条西２丁目
札　幌　市
代表者　市　長　　秋　元　　克　広



（乙）　札幌市中央区北１条東１丁目６番地１６
公益財団法人札幌市公園緑化協会
代表者　理事長　　近　藤　　哲



札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書（第２回）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項及び札幌市都市公園条例（昭和３２年条例第３号）第２９条第１項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「乙」という。）において令和５年３月２４日付けで締結した農試公園等に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）及び改定協定書に関し、甲と乙は、原協定書第１７条第４項及び第３７条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第１条　原協定書第１７条第４項の規定に基づき、令和５度中に予定していた施設の改修工事が実施されず、施工が令和６年度に移行するため、有料運動施設を休止しなかったことから、当初想定していた利用料金収入を大幅に上回ったため、令和５年度の管理費用のうち「１２，６４８千円」を減額とし、令和６年度の有料運動施設を休止に伴う利用料金減収の補填分として「１２，６４８千円」を増額し、改定協定を行った原協定書第１７条第１項については、当初の指定管理費に増減が発生しないため「金４１１，１６８千円」とする。

第２条　原協定書第１７条第２項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和５年度	○令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
１回目	４月	27,706 千円	36,559 千円	23,911 千円	23,911 千円	23,911 千円
２回目	７月	27,706 千円	23,911 千円	23,911 千円	23,911 千円	23,911 千円
３回目	１０月	15,058 千円	23,911 千円	23,911 千円	23,911 千円	23,911 千円
４回目	１月	9,234 千円	7,971 千円	7,971 千円	7,971 千円	7,971 千円
合　計	―	79,704 千円	92,352 千円	79,704 千円	79,704 千円	79,704 千円

第３条　この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を所持する。

令和５年１１月１３日

（甲）　札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市
代表者　市　長　　秋　元　　克　広

（乙）　札幌市中央区北１条東１丁目６番地１６
公益財団法人札幌市公園緑化協会
代表者　理事長　　近　藤　　哲　也